

別表

令和6年度 土地の取得等に伴う表示に関する公共嘱託登記業務委託契約単価一覧表

単位：円

作業項目		数量		基本額	加算数量		加算額	備考		
調査業務	資料調査	公簿類		筆	990					
		地図類（公図）		筆	950					
		図面閲覧謄写		葉	2,080					
		疎明書面		件	4,200					
	現地調査	事前調査			件	35,550	2筆～3筆目	31,980		
							4筆～9筆目	28,430		
							10筆以上	24,880		
		画地調整		区画			加算		別紙記載	
		民地立会	立会・確認		点			点		別紙記載
			測距・探索		点			点		別紙記載
特殊作業			点			点		別紙記載		
Aランク			点			点		別紙記載		
官地立会	Bランク		点			点		別紙記載		
	Cランク		点			点		別紙記載		
申請手続業務	登記事務委託	表題	1	件筆	20,840	1	筆	12,100	所在図・測量図作成含む	
		公図写	1	葉	4,610					
		分筆	分筆後2筆まで	1	件筆	30,190	1	筆	4,670	測量図作成含む
			数筆2筆目以降	1	筆	22,570	1	筆	3,500	測量図作成含む※1
		※1	残地求積分筆後2筆まで	1	件筆	21,690	1	筆	4,670	測量図作成含む
			残地求積数筆2筆目以降	1	筆	16,270	1	筆	3,500	測量図作成含む※1
		地積	公図写	1	葉	4,610				
			更正A（測量図有）	1	件筆	18,880	1	筆	10,140	測量図作成含む
			更正B（測量図無）	1	件筆	10,360	1	筆	1,180	
			訂正A（測量図有）	1	件筆	18,880	1	筆	10,140	測量図作成含む
	地図	訂正B（測量図無）	1	件筆	10,360	1	筆	1,180		
		公図写	1	2葉	9,210				訂正前+訂正後	
	地積測量図訂正	1	件筆	18,880	1	筆	10,140	測量図作成含む		
	合筆	合筆	1	件筆	10,360	1	筆	1,130		
		公図写	1	葉	4,610					
	地目変更	1	件筆	10,360	1	筆	1,130			
	減失・所有者変更更正	1	件筆	10,360	1	筆	1,130			
	現地調査費	1	件	14,900						
	一筆地調査	分筆	地積測量図A	1	葉	19,770	1	葉	8,460	測量図作成のみ
							1	筆	2,790	測量図作成のみ
図		残地求積の場合	1	葉	11,300	1	葉	8,460	測量図作成のみ	
						1	筆	2,790	測量図作成のみ	
その他地積測量図		1	葉	8,460	1	葉	8,460	測量図作成のみ		
全図写（分属図）		1	葉	11,300				分属の全体図		
土地所在図		1	葉	1,930						
公図写	1	葉	4,610							
測量業務	多角測量	測点3点以内		点				別紙記載		
		測点4～6点								
		急傾斜地又は測点7点以上		点				別紙記載		
	復元測量			点				別紙記載		
	面積測量			m		m		別紙記載		
	境界点測設費			点				別紙記載		
	境界票埋設費			点		点		別紙記載		
	引照点測量費			点				別紙記載		
地形（平板）測量				測量法の関係により取り扱いなし						
現況平面測量										
横断測量										
書類の作成等	謄抄本交付及び受領等	1	通	1,250						
	地図・測量図の閲覧謄写		1	枚	1,250					
		書類作成	文案有	1	通	4,610				
		文案無	1	通	2,260					
	原本の複製	1	通	1,160						
	調査報告書の作成	図面有	1	通	12,230					
図面無		1	通	8,460						
附属業務	材料費	コンクリート杭	—	本				鎌倉市支給材使用		
		金属プレート5、0cm角	—	個				鎌倉市支給材使用		
		樹脂杭		本	360					
	業務打合せ		半日	22,640						
	代行業務		日	45,280						
	代行業務		件回	22,640		回	11,300			
	確定図作成		m	50						
	確定図修正		m	50						
中心線測量		m	430							
用地幅杭設置測量		m	640							

※1 2筆の土地をそれぞれ2筆に分割する場合において、同一の嘱託書で嘱託するときは、2件の扱いとし1件については基準額を減額する。（減額率25%）

※2 契約単価には消費税等を含まない。消費税等は別途支払う。